

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年5月23日
【会社名】	株式会社ハウスイ
【英訳名】	HOHSUI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 乃美 昭俊
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲六丁目6番3号
【電話番号】	東京(03)6633-3300
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 石本 哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲六丁目6番3号
【電話番号】	東京(03)6633-3300
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 石本 哲也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2019年5月14日

(2) 当該事象の内容

連結決算及び個別決算における受取補償金の計上

当社の冷蔵倉庫事業は、豊洲新市場開場に向け豊洲冷蔵庫を建設いたしました。開場が延期されたことにより、第3四半期累計期間（自2018年4月1日至2018年12月31日）までに受取補償金276百万円を特別利益に計上しておりましたが、第4四半期会計期間（自2019年1月1日至2019年3月31日）において、追加計上いたしました結果、通期で329百万円の特別利益の計上となりました。

連結決算及び個別決算における移転延期損失の計上

当社の冷蔵倉庫事業は、豊洲新市場開場に向け豊洲冷蔵庫を建設いたしました。開場が延期されたことにより営業できない状況となり、第3四半期累計期間（自2018年4月1日至2018年12月31日）までに移転延期損失319百万円を特別損失に計上しておりましたが、第4四半期会計期間（自2019年1月1日至2019年3月31日）において、追加計上いたしました結果、通期で365百万円の特別損失の計上となりました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2019年3月期決算において、下記のとおり受取補償金を特別利益として計上し、移転延期損失を特別損失として計上いたしました。

個別

受取補償金 329百万円

移転延期損失 365百万円

連結

受取補償金 329百万円

移転延期損失 365百万円

以 上